

JAL 平時へー会社更生手続終結

1年2ヶ月を経て平時へ

2011年3月28日、日本航空（以下「JAL」といいます。）は東京地方裁判所の決定を経て、会社更生手続を終結しました。JALの会社更生手続は、2010年1月19日の開始決定に始まり、同年11月30日には、東京地裁が更生計画を認可していました。一般的には、更生手続開始決定から終結まで約2年を要するところ、JALは更生手続開始からわずか1年2ヶ月で、更生債権等の大半をリファイナンスすることにより事業の正常化を果たしました。本ブリーフィングでは、JALがどのように、そしてなぜ、通常要する期間よりも格段に早く更生手続を終結させることができたのかについて分析します。

会社更生手続の早期終結

東京地裁が認可した更生計画の下では、更生担保権及び更生債権はともに、7年にわたる年1回の分割払いにより弁済されることが予定されていました。更生計画認可後わずか4ヶ月しか経過していない中での終結は予定よりも格段に早いものです。

これは、企業再生支援機構（以下「支援機構」といいます。）ができる限り早くJALの更生手続を終結させることを望んだためと思われます。弊所の以前のクライアントブリーフィング*にて説明しましたが、準政府系のファンドである支援機構は、JALの更生管財人に選任され、更生手続を主導しました。支援機構は支援の一環として、JALに対し、新たに3,500億円の新株引受を行い、2010年12月1日にはJALの100%株主となりました。もっとも、支援機構はその設立根拠法たる株式会社企業再生支援機構法により、支援決定の日から3年以内、つまり2013年1月までに、再生支援を完了させるように努めなければなりません。その結果、支援機構は、JALが可能な限り早く更生手続を終結し、株式再上場することが必要だったのです。

主要トピック

1年2ヶ月を経て平時へ

会社更生手続の早期終結

リファイナンス及び増資

今後の見通し

関連リンク

掲載記事に関する詳細またはその他の分野のお問い合わせは下記のものにご連絡ください。

鈴木 秀彦（すずきひでひこ）
直通電話番号：+81 3 5561 6662
電子メール：

Hidehiko.Suzuki@cliffordchance.com

Paul Greenwell（ポール・グリーンウェル）
直通電話番号：+ 852 2825 8857
電子メール：

Paul.Greenwell@cliffordchance.com

高松 顕彦（たかまつあきひこ）
直通電話番号：+81 3 5561 6324
電子メール：

Akihiko.Takamatsu@cliffordchance.com

クリフォードチャンス法律事務所
外国法共同事業
〒107-0052
東京都港区赤坂2丁目17番7号
赤坂溜池タワー7階
www.cliffordchance.com

* JALによる会社更生手続の申請ー新たな事業再生手法となるか？（2010年2月）

http://www.cliffordchance.com/publicationviews/publications/2010/02/application_for_corporatereorganisatio.html

JALの会社更生計画について（2010年10月）

http://www.cliffordchance.com/publicationviews/publications/2010/10/jal_reorganisationplanjapaneseversion.html

Restart of Japan AirlinesーJALの会社更生計画の認可決定（2010年12月）

http://www.cliffordchance.com/publicationviews/publications/2010/12/restart_of_japanairlines-courtapproval0th0.html

リファイナンス及び増資

2010年12月より、更生債権等のリファイナンスを行うため、支援機構は11行の銀行との交渉を続けてきましたが、2011年3月28日、JAL及び支援機構はそのリファイナンスを成功裡に完了しました。報道では、日本政策投資銀行、国際協力銀行、三菱東京UFJ銀行、みずほコーポレート銀行及び三井住友銀行を含む11行の銀行によるリファイナンス額は、2,549億円に上るということです。また、日本経済新聞によれば、そのうち、日本政策投資銀行が1,023億円、国際協力銀行が1,013億円のリファイナンスを行ったとのことです。

また、上記のリファイナンスの直前に、8社（旅行代理店及び保険会社等）がJALに対し127億円の新株引受を行いました。

支援機構が提供した出資金に加え、上記のリファイナンス資金及び8社の新規出資金を用いることによって、JALは更生債権等3,950億円を弁済しました。これにより、裁判所はJALに対する会社更生手続の終結を決定しました。

会社更生法によれば、更生計画の定めによって認められた金銭債権の総額の3分の2以上の額の弁済がなされ、かつ当該更生計画に不履行が生じていない場合には、裁判所は当該会社の更生手続終結の決定をすることができます。ただし、裁判所は、当該更生計画が遂行されないおそれがあると認めた場合には、終結決定を行わないこともできます。本事案では、更生計画において金額が定まっていない少額の債権を除き、更生計画下のすべての金銭債権を弁済したため、裁判所は更生手続の終結決定を行ったようです。

結果として、JALは通常会社として、そして新商号「日本航空株式会社」を掲げて再出発をし、裁判所の監督下から脱却しました。次のステップとして、支援機構は、JALの管財人としてではなくJALの96.5%の大株主として、2013年1月までにJALの株式を再上場させることを予定しています。

今後の見通し

会社更生手続は成功裡に完了したものの、JALは東日本大震災及び福島第一原発の危機に引き続く歴史的に見ても困難な環境下で、収益を上げなければなりません。3月28日に行われたJALの記者会見において、JALの経営陣は、震災後の旅客数が国内線では28%、国際線では25%落ち込んだと明らかにしました。長引く中東の政局不安に端を発した原油価格の高騰もまた、JALの経営を圧迫しています。

支援機構はこれらの危機的課題に直面しつつも、JALの再生支援を2年以内に完了し、JALを再上場させる道を整えなければなりません。それゆえ、さらなる正常化に向けたJALの動向には今後も注目する必要があります。

関連リンク

JALの報道発表（日本語）：http://www.jal.co.jp/other/info2011_0328_02.html

東京地方裁判所決定（日本語）：<http://www.jal.co.jp/other/110328.pdf>

JALの報道発表（英語）：http://www.jal.co.jp/en/other/info2011_0328_02.html

東京地方裁判所決定（英語訳）：<http://www.jal.co.jp/en/other/110328.pdf>

本クライアント・ブリーフィングはテーマとなる題材に関して一般的な解説を行うことを目的としており、全ての側面を網羅するものではありません。又、本クライアント・ブリーフィングは、法律その他のアドバイスを行うものではありません。
クリフォードチャンスは、本クライアント・ブリーフィングに基づく行為により生じた事態には一切責任を負いません。無断複写・複製・転載を禁じます。

www.cliffordchance.com

Abu Dhabi ■ Amsterdam ■ Bangkok ■ Barcelona ■ Beijing ■ Brussels ■ Bucharest ■ Dubai ■ Düsseldorf ■ Frankfurt ■ Hong Kong ■ Kyiv ■ London ■ Luxembourg ■ Madrid ■ Milan ■ Moscow ■ Munich ■ New York ■ Paris ■ Prague ■ Riyadh* ■ Rome ■ São Paulo ■ Shanghai ■ Singapore ■ Tokyo ■ Warsaw ■ Washington, D.C.

* Clifford Chance also has a co-operation agreement with Al-Jadaan & Partners Law Firm in Riyadh
Clifford Chance has recently announced its intention to further expand its business with the opening of offices in Perth, Sydney and Istanbul in Spring 2011, and in Qatar (subject to licence approval).